

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城 NiQLL
多目的室・イベント広場運用規程

株式会社ココニクル都城

(目的)

第1条 この規程は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城 NiQLL（以下「ニクル」という。）における「多目的室・イベント広場」（以下「当施設」という。）の利用について、その取扱い基準および利用料金を定め、円滑な運営と来場者の安全を確保することを目的とする。

(利用時間)

第2条 施設の利用時間は、次の通りとする。

- (1) 多目的室 午前9時から午後10時
- (2) イベント広場 午前9時から午後9時

(定休日)

第3条 施設の定休日は、次の通りとする。

- (1) 1月1日
- (2) その他会社が定める日

(施設の料金区分)

第4条 施設の料金は、次の通りとする。

- (1) 多目的室

(1時間当たりの金額、税込み)

料金区分			9:00～17:00	17:00～22:00
営利目的	全面（3室） 利用の場合	室使用料	6,170	7,950
		（冷暖房使用料）	450	450
	2室利用の 場合	室使用料	4,110	5,300
		（冷暖房使用料）	300	300
	1室利用の 場合	室使用料	2,050	2,650
		（冷暖房使用料）	150	150
営利目的等 以外	全面（3室） 利用の場合	室使用料	950	1,180
		（冷暖房使用料）	450	450
	2室利用の 場合	室使用料	630	790
		（冷暖房使用料）	300	300
	1室利用の 場合	室使用料	310	390
		（冷暖房使用料）	150	150

(2) イベント広場

(区分当たりの金額、税込み)

料金区分		9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00
営利目的	平日	5,410	5,540	7,040
	土日祝	6,510	6,680	8,440
営利目的等 以外	平日	2,720	2,770	3,520
	土日祝	3,250	3,340	4,220

2 次のいずれかに該当する場合は、営利目的の利用とする。

- (1) 営業、販売、その他営利を目的とする利用
- (2) 販売行為、営利性のある広告宣伝等の利用
- (3) 企業等の利用
- (4) その他、指定管理者がこれらに類すると認める利用

3 次のいずれかに該当する場合は、営利目的等以外の利用とする。

- (1) 上記の項目に該当しない利用
- (2) その他、指定管理者がこれらに類すると認める利用

4 利用料金の減免または免除を受けるための申請については、次の事項に該当する場合のみ、利用料金の減額または免除を受けることができる。

- (1) 市が公用で利用する場合
- (2) 市と共催で行う事業で利用するとき
- (3) 学校教育法に基づく市内の学校が、教育または保育目的のために利用するとき
- (4) 児童福祉法に基づく市内の保育所またはそれに準ずるものが、教育または保育目的のために利用するとき

5 利用料金の納入方法は、コンビニ決済、ペイジー（Pay-easy）、銀行振込又は現金払いとする。なお、現金払い以外の納入方法についての振込手数料は、利用者負担とする。

(利用申込)

第5条 施設を利用しようとする者は、事前に「道の駅」都城 NiQLL 施設予約システム（以下「予約システム」という。）から利用者登録を行い、利用申込時に必要事項を記入及び選択し、株式会社コニクル都城（以下「当社」という。）に申し込むものとする。

(予約)

第6条 先着制の施設（多目的室、キッチンスタジオ、並びに抽選実施後に先着順で一般開放されたイベント広場）の予約については、当社が利用申込の内容を先着順に確認し、承認後、請求書を発行するものとする。

2 抽選制の施設（イベント広場）の予約については、当選者が、当社が指定する期日までに予約システム上において当選を確定する手続き（当選確定処理）を行い、当社が承認後、請求書を発行するものとする。

3 当選者が前項の指定期日までにお手続きを行わなかった場合、当選権利は自動的に失効する。

4 納付期限内に施設利用料金を納付したことを当社が確認した時点で予約手続きを完了とする。

(利用の不許可)

第7条 次の各号に該当するとき、利用を許可しない。

- (1) 施設内の風紀秩序を乱し、他人に迷惑のかかる恐れのあるもの
- (2) 施設又は設備に損害を与える恐れのあるもの
- (3) 悪臭を発生させるなど、直販所やレストラン等の営業に影響のある恐れのあるもの
- (4) 都城市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行うもの

(利用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の取り消し、又は利用を制限し、若しくは使用の停止を求めることがある。

- (1) 申請時に虚偽の申告が発覚したとき
- (2) 利用目的並びに内容を許可なく変更したとき
- (3) 利用許可書を他人に利用させたとき
- (4) 他人の迷惑となる行為をしたとき
- (5) 利用上の注意事項に違反し、又は、当社の担当者の指示に従わないとき
- (6) 関係官公庁から中止命令が出たとき
- (7) 暴力団関係者、その他反社会団体に属する者と認めたとき
- (8) 風紀上又は安全管理上、不相当と認めたとき
- (9) その他、当社が不相当と認めたとき

(責任区分)

第9条 利用者の責における付属設備機器及び備品の損壊又は著しい施設の汚損等が生じた場合、利用者は当社が指定する内容で損害弁償を行うものとする。

2 当社は、天変地異等の不可抗力によって生じた利用者の損害等については、賠償する責任を負わない。

(禁止・注意事項)

第10条 施設を利用する際、禁止又は注意する事項は、次の通りとする。

- (1) 危険物、腐敗物、重量物の持込み
- (2) 大きな声を出す行為、周囲に迷惑となる行為（歌唱、挨拶研修等）
- (3) 指定場所以外への看板、ポスター等の掲示
- (4) 施設の内外含め、指定された場所以外の喫煙
- (5) ごみの放置
- (6) その他、当社が不相当と認めたとき

(免責事項)

第11条 免責事項については、次の通りとし、当社は一切の責任を負わない。

- (1) 天災地変、その他不可抗力により当施設の利用が困難になった場合の利用に際する一切の損害
- (2) 利用者が利用制限事項・禁止事項に違反したことにより生じた一切の損害

- (3) 利用者、及び第三者の所有物や現金等の貴重品、その他これらに類する物の盗難・毀損による一切の損害
- (4) 当施設のインターネット回線の予期せぬ停止や遅延などの不具合による一切の損害

【2026年8月1日現在】